

令和8年度 地域と共創するグリーンイノベーション創出事業 仕様書

1 趣旨・目的

群馬県は、地域課題の解決とカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといったグリーン分野の目標達成に向けた取組を加速化することで、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を目指す。

具体的には、県内市町村が抱える地域課題や地域のありたい姿を整理し、データベース化を支援するとともに、地域でグリーン分野の目標達成に結びつく新しい実証事業を実施したい事業者に対して、ビジネスプランのブラッシュアップや実証フィールドの選定を支援する。その上で、「グリーン分野の目標達成と地方創生・地域課題解決に取り組みたい市町村」と「公益性のある新規事業を実施したい事業者」とをマッチングし実証に繋げ、地方創生、地域課題解決、グリーン分野の目標達成に向けた取組の創出、事業者の事業拡大の同時実現を図っていく。

本実証をきっかけに、地域と事業者双方にとってメリットのあるイノベーションを起こし、グリーン分野における目標達成に向けて、自然かつ自律的にイノベーションの起きるエコシステムの形成に繋げていく。

この仕様書は、上記の目的を達成するため群馬県が実施する地域と共創するグリーンイノベーション創出事業（以下「本事業」という。）に係るプロポーザル参加事業者募集を実施するにあたり、本事業において事業者が担う業務の詳細な内容について定めることを目的とする。

※本仕様書は公募段階のものであり、契約の際の仕様書については、採用された企画提案に基づき、県と協議の上で決定する。

2 実施期間

契約から令和10年3月31日まで 又は 事業終了のいずれか早い日まで

3 業務内容

(1) 本事業の周知

ア 説明会の開催

- (ア) 本事業の周知・募集のため、県内市町村や事業者に対して本事業の概要等について説明会を開催する。なお、事業者に対しては参加要件等の説明もすること。
- (イ) 開催回数は市町村向け1回以上、事業者向け1回以上の計2回以上とする。
- (ウ) 配信を行うこと（後日のアーカイブ配信でも可）
- (エ) 説明会参加者の申込受付事務の実施。
- (オ) 市町村やアクセラレーションプログラムへ参加する事業者の本事業への理解を促進するための効果的な説明資料を用いること。

イ 本事業全体を通じた効果的な広報の展開

専用のホームページを作成するなど本事業の内容を効果的に広報する取組を提案すること。

(2) 地域課題の掘り起こし・データベース化

ア 地域課題の掘り起こし

- (ア) 群馬県内各市町村や地域の企業が抱えるあらゆる分野における地域課題の掘り起こしを行い、グリーン分野の目標達成に向けた地域のありたい姿を踏まえ、解像度を上げた形で整理する。
- (イ) 地域課題や将来のありたい姿の整理にあたっては、市町村職員や企業と十分に議論し、意見を聴くこと。
- (ウ) 地域課題や地域のありたい姿の整理の対象は、環境分野のみならず、あらゆる分野とする。
- (エ) 地域課題や地域のありたい姿を整理する際は、グリーン分野の視点を入れること。

イ データベース化

上記3 (2) アで整理した各地域の地域課題や将来のありたい姿をデータベース化する。

(3) アクセラレーションプログラムによる事業の磨き上げ

ア 参加事業者の募集、選定

- (ア) 上記3 (2) で作成した課題のデータベース等を活用し、地域課題の解決をグリーン分野の視点を取り入れて解決する事業化アイデアを持つ事業者の募集を行う。募集に当たっては応募様式（フォーム）を作成し、募集及び申込受付をすること。なお、募集時点において、プログラムの内容及びスケジュールを提示した上で募集を開始すること。
- (イ) 応募者の情報をまとめて、発注者（群馬県）と共有すること。
- (ウ) 応募者によるプレゼン審査を実施し、事業者を選定すること。ただし、一次審査として書類審査などを実施し、一次審査通過者のみプレゼン審査を実施するという手法を用いることも可能とする。
- (エ) 参加事業者選定にあたっては、カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといった地球規模の課題に対応するだけでなく、地域の持続可能性という課題にも対応するテーマであることを勘案し、地域のグリーン分野への貢献可能性、県内各地域の地域課題の解決・地方創生に繋がる可能性、事業の優位性、プログラムでの成長可能性等について特に留意したうえで、応募者からの提案に基づいて参加事業者を決定すること。また、審査にあたっては、グリーン分野に関する専門的知見を持つ有識者が関与する設計とすること。
- (オ) 群馬県内にある地場の企業との事業連携可能性について、連携可能な事業についてはその可能性についても検討する。

イ アクセラレーションプログラムの実施

(ア) 実施期間

5ヶ月～6ヶ月

(イ) 参加者数

10 者以上

(ウ) 対象とする事業分野

カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといったグリーン分野

【必須提案事項】

- ①アクセラレーションプログラムの全体スケジュール
- ②アクセラレーション期間中の到達目標の設定、支援計画の作成。
- ③採択事業者の経営課題の解決やニーズに答えることに加え、上記3（2）で整理した地域課題等と対応した事業にブラッシュアップするための、専門的な知見を有する外部メンター、地域の事情に精通した企業による個別メンタリング。
- ④外部メンターの候補（なお、メンターのうちグリーン分野に精通した者、地域の事情に精通した者を各1名以上選定すること）
- ⑤委託者（群馬県）も検討に関わる形にするための、アクセラレーションプログラムにおける委託者（群馬県）の関わり方。

(4) 市町村と事業者のマッチング・伴走支援

市町村と事業者をマッチングして実証事業につなげるため、県内市町村と上記3（3）で事業の磨き上げを行った事業者とをマッチングする。マッチングにあたっては、市町村、事業者双方のニーズを踏まえ円滑にその後の実証に繋がるよう工夫すること。さらに、市町村と事業者が円滑に実証事業を開始できるよう伴走支援すること。

マッチング・伴走支援件数：3件

(5) 効果・検証

本事業による取組を検証し、地域への波及に繋げるため、（4）の実証事業のうち、1件についてその内容及び効果を評価検証する。なお、検証する実証事業については、特に成果が得られたものとし、委託者と協議して決定すること。

効果検証件数：1件

(6) その他

その他、本事業の効果を高める上で有効な取組がある場合は、提案すること。

4 事業開始時期及び全体スケジュール

事業開始時期は、契約日以降のできるだけ早い時期とするよう努めること。ただし、具体的な開始時期は契約後に県と協議すること。

なお、全体スケジュールとして、上記3（1）～（3）、（4）のマッチングについては令和8年度中に実施すること。

5 実績報告書の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

6 その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合があります。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的を開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (6) 本業務以外に委託者や関連団体が行うグリーン分野の関連事業、創業・起業支援事業との連携を図るよう努めること。
- (7) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (8) 受託者は、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 受託者は、本業務により知り得た個人情報をも本業務の目的以外に使用してはならない。
- (10) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講ずること。
- (11) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、群馬県は、この業務において生じる成果物等を、受託者等が本事業の目的の範囲内で他の業務で使用することを妨げない。
- (12) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- (13) 本業務の経理を明確にするため受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (14) 本業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託者の負担とする。
- (15) 本業務を行うに当たり必要とされる関係法令および関係条例等を遵守すること。